

令和 7 年 第 7 回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和 7 年 4 月 24 日（木）午前 10 時

場 所：教育委員会室

令和7年4月24日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 「新たな教育のスタイル」の実施について
- (2) 令和6年度 子供読書活動推進に関する調査の集計結果について
- (3) 令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～
- (4) 令和6年度条件付採用教員の任用について
- (5) 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議について
- (6) 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく調査報告について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千枝子

委 員

宮 原 京 子（オンライン）

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

次長

岩 野 恵 子

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

地域教育支援部長

神 永 貴 志

指導部長

山 田 道 人

人事部長

秋 田 一 樹

高校改革推進担当部長

光 永 功 嗣

人事企画担当部長

矢 野 克 典

（書 記）

総務部教育政策課長

小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和7年第7回定例会を開会します。

本日、宮原委員はオンラインで出席をされます。また、北村委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、朝日新聞社ほか8社からの取材と、4名の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社ほか8社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮原委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 3月27日の令和7年第5回定例会議事録については、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では3月27日の令和7年第5回定例会議事録については承認いただきました。

また、4月10日の令和7年第6回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いただき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項（6）につきましては、個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきまして、そのように取り扱います。

報 告

（1）「新たな教育のスタイル」の実施について

【教育長】 それでは、報告事項（1）「新たな教育のスタイルの実施について」の説明を高校改革推進担当部長の方からお願いをいたします。

【高校改革推進担当部長】 都立高校における新たな教育のスタイルの実施につきまして、報告いたします。こちらの案件は、1月9日の教育委員会におきまして、一度報告させていただいておりますけれども、資料の左上を御覧ください。現在の教育委員会として、都立高校におけます新たな教育のスタイルの検討を進めてございます。デジタルとリアルの最適な組合せにより、協働的な学びや個別最適な学びですとか、創造的な学びの実現を目指してございます。具体的に目指す姿でございますけれども、例えば学校の中だけではなく、直接オンラインで海外の方と繋がるですとか、デジタルを活用しながら、時間を問わずいつでも学べる、あるいは、学習内容につきましては、専門家等や起業家の方々のお力を借りながら、先生方と連携して、社会課題の探求ですとか、新たな価値の創造などといった、リアルなコミュニケーションを大事にしていきたいと思っております。生徒に対しては、研究論文だとか、あるいはコンテストに挑戦を促していきまして、先生方が、その成果物だとか過程を評価していく、こういったことを考えてございます。こうした取組を通じて、予測困難な社会の中で、新たな価値や解決策を創造する人材を、輩出してまいりたいと考えております。資料右側をお願いいたします。令和7年度につきましては、先行的な取組としていくつか

メニューを用意しておりまして、デジタル教科書の導入の検討、学びの成果を可視化するLMS（ラーニングマネジメントシステム）の開発、学習指導要領では十分サポートされていない新分野に関するデジタル教材の開発、新たな教育のスタイルの研究指定校としまして、校外別指導の実施校においてオンデマンド教材による対応を検討してまいりたいと思っております。また、ミネルバ大学の学生さんと、都立高校の生徒との交流なども考えてございます。資料左下をお願いいたします。「新たな教育のスタイル」の実施校（仮称）でございますが、こちらにつきまして、まず背景としましては元々、港区白金の方に、都立の新国際高校（仮称）を造るということで、検討を進めており、平成31年3月には、基本計画検討委員会報告書を出しまして、この教育委員会の中でも報告させていただきました。国際社会において、地球規模の問題解決に積極的に関わり、他者と協調しながらより良い未来を構築する人材を育成する、というようなコンセプトでございました。開校までまだ間があるということもありましたので、令和6年2月にこちらの教育委員会の中で報告させていただきましたけれども、改めて専門家の方々に、お集まりいただいて、御議論いただいたものを取りまとめております。取組の方向性として、大きく3点いただいております、多様な価値観を持つ人々との交流と議論が大事だとか、トップリーダーだとか起業家の方から主体性や創造力を学ぶ講座や、教えていただく講座を設置したらどうかだとか、学校内外の様々な研究発表会やコンテストへの参加を促してはどうか、と御提言があったところでございます。こうした内容が、先に説明しました新たな教育のスタイルのイメージとかなり合致する部分があって、親和性が高いものであるというように考えてございます。資料右下になります。こうしたことから、これまで都立新国際高等学校（仮称）として検討してまいりましたこちらの学校については、グローバル人材の育成という観点を土台にして踏まえた中で、新たな教育のスタイルの理念を十分に導入して融合するような形で、検討を進めてまいりたいと思います。今後、全都立高校でこの新たな教育のスタイルを展開していく上での、基幹校、フラッグシップ校としての役割を果たしていく、ということで検討を進めて参りたいと思っております。これから、具体的な教育課程だとか、連携のプログラム、学校の体制などの検討を進めてまいります。検討状況につきましては、適宜報告させていただいて、御議論いただけ

ればと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。私も大変、期待しております。特に都立新国際高校（仮称）の理念、考え方としては、私もこの考え方に賛成でございます。グローバルだとか、テクノロジーというのは、やはりもう基盤でありますので、それを元にどれだけ課題や問題を解決していくのか、ということだと思っております、そういうような趣旨を強調していくというふうに認識しております。ただ、その時に新たな教育のスタイルということが、これだけしか見ない場合は伝わりにくい方もいらっしゃると思っておりますので、丁寧にグローバルやテクノロジーはマスト、基盤なんだと、その上で、といった話を丁寧に説明していく必要があるかなと感じております。もう1点ですが、やはり今コンピューターのようなテクノロジーの活用っていうのは基盤と申し上げましたが、実際に基盤でとても成果を上げているところを見てみますと、コミュニケーション量がすごく増えているなと思っております。その増え方も、どちらかというと非同期、分散、同じ時間や場所を共有しないでメッセージが交換できて、かつ共同という不思議な仕組みが今コンピューターのクラウドとかを使うとできるようになっていて、そのコンピューターの使い方と、これまでのファイルベースでいろいろやっていくようなやり方では、少し違うかなと思っております。私のイメージでは今市販されているデジタル教科書や市販されているLMSの多くは、かつてのコンピューターの使い方である、ということが非常に多く、都が目指している理念と一致するか、ということは丁寧に見ていかないと、古い考え方に基づくものになってしまうのではないかな、と思っております。このことについては、電子情報通信学会で長谷川先生という方がこの間、学会誌の方で、90年代のコンピューターの使い方、2010年代のコンピューターの使い方、今後のコンピューターの使い方は全然違うんだ、というリアルワールド性、溶け込み具合のようなことが全然違うんだということで、御説明していたと思っておりますので、そういうことも参考にされるといいのではないかなと感じました。以上です。

【教育長】 高校改革推進担当部長、お願いします。

【高校改革推進担当部長】 まずはこの中の１点目につきまして、この新たな教育のスタイルのコンセプトや、方向性については、この学校の設置の検討と並行して、今、検討しているところでございます。都民の方ですとか、中学生とかに分かりやすく伝わるようなPRも考えてございます。それから２点目につきましては、御指摘を踏まえまして、LMSの導入に向けた、これからの検討ですとか、デジタル教科書の活用の検討の際に、御意見を頂いたものを踏まえて検討させていただければと、よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございます。新たな教育のスタイルを展開していくことについて、とても期待しております。高橋委員もおっしゃっていましたが、新しいことを始めるというのは、生徒も保護者にとっても、不安になりますので、丁寧かつ、分かりやすい説明というのをお願いしたいと思います。もう１点、やっぱり一番は生徒自身が学びやすさを選択できることだと思います。例えば、デジタルの教科書導入、とありますが、実際にはデジタル教科書も、紙の教科書も自由に選択できるという、環境をそれぞれ整えてあげてほしいと考えています。個別最適な学びというように、選択肢の幅を広げていくことで、生徒の可能性というのは広がっていくと思います。必要なのは、選び抜く力が必要になってくるので、その力が備わっている生徒にとっては、プラスになりますが、それがまだ備わっていない生徒にとっては、ネガティブになってしまうのではないかと危惧しています。そういった意味でも、心の成長のフォロー等、是非お願いいたします。

【教育長】 高校改革推進担当部長、お願いします。

【高校改革推進担当部長】 ありがとうございます。PRについては、先ほど申し上げたとおり、適切にしっかりと丁寧に行っていきたいと思います。２点目の部分につきましては、御指摘のとおりかと思っております。こちらは直接書いておりませんが、なかなか自分で選択できない生徒さんもいらっしゃるかと思います。そういった場合、こういかにうまく支援する、あるいは伴走していく、そういったことも重要になってくるかなと思います。新たな教育のスタイルの検討に当たって、そういったことも配慮しながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 はい、本日はオンラインで失礼いたします。御説明ありがとうございます。高橋委員、萩原委員のお話に応えまして、新たな新しい学校ということで、都立新国際高等学校（仮称）から新たな教育のスタイルの実施校（仮称）にするに当たりまして、やはり新たな教育のスタイルのコンセプト全てを積み込むと、高校として何を重要にするのかというところが少しぼやけるのかなと思いますので、新たな教育のスタイルのコアの部分をしっかりと取り込みながらも、どのような生徒さんに来ていただく学校なのか、どのような多様性を確保するのか、ということについてはしっかりと今後議論していただいて、それを選考の、プロセスや評価の方法に反映できるようにしていただきたいと思います。特に学校ですので、全てのニーズを満たすことは、一つの学校ではできませんので、特にどんな特徴を出すのかということについては、是非幅広く議論していただいて、コンセプトをまとめていただきたいと思います。よろしくお願いいたします

【教育長】 高校改革推進担当部長、お願いします。

【高校改革推進担当部長】 ありがとうございます。先ほど申し上げた、令和6年2月の専門家会議の方でも同様の御意見を頂戴しております。まずはこちらの学校のコンセプトをしっかりと固めた上で、その上で新たな教育のスタイルという、一種のプラットフォームをしっかりと適用していくという形になろうかと思いますので、今後検討を進める中での確認にさせていただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか、秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。御説明ありがとうございます。今日の朝刊に都立の学校で幸せな学校ということを生徒自身が話し合いをしている、という記事が載っていました。これは先ほど、高橋委員が言われた、子供達のコミュニケーションの場にもなっているそうです。このように、都教委がこれまで取り組んできた良い施策がたくさんあると思うので、是非そういったものも一度きちんと整理をして、新たな教育のスタイルに取り入れていただきたいと思います。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。―〈異議なし〉―ほかに御質問、御意見はございませんようですので、本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和6年度 子供読書活動推進に関する調査の集計結果について

【教育長】 それでは、報告事項(2)「令和6年度 子供読書活動推進に関する調査の集計結果について」の説明を地域教育支援部長からお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、報告事項(2) 令和6年度 子供読書活動推進に関する調査の集計結果について、説明させていただきます。報告事項(2)を御覧ください。本調査は、令和3年3月に策定いたしました、第四次東京都子供読書活動推進計画に基づきまして、都内の公立学校を対象に、児童・生徒の読書の状況や学校等における読書活動の現状を把握するため、実施したものでございまして、前回は令和4年度に実施しております。なお、今回の調査から、調査に係る学校現場の負担軽減を図るため、紙による回答から原則ウェブフォームでの回答に変更するなど、調査方法を一部、変更しているところでございます。それでは、主な調査結果につきまして、順に説明をさせていただきます。まずは1枚目、児童及び生徒の読書の状況でございます。左側、児童・生徒の不読率、こちらは1箇月間に1冊も「本」を読んでいない児童・生徒の割合でございしますが、こちらにつきましてはいずれの学年におきましても、上昇が見られている状況でございます。また、本を読まなかった理由でございしますが、こちらは、「読みたい本がなかった」「本を読むことに興味がない」という回答が、高い割合で推移しているところでございます。また、資料右側、身近な読書環境では、本を読んでいる児童・生徒と、読んでいない児童・生徒の身近な環境の違いを比較しておりますが、「身近な人に本を読んでもらったことがある」「一緒に図書館等に行くことがある」といった環境の違いが、読書に影響を与えるというような状況も見られているところでございます。また資料下段、読書のデジタル化におきましては、読んだ本の中に電子書籍があった児童・生徒の割合を示しておりますが、いずれの学年におきましても増加が見られます。続きまして2枚目でございます。こちらには学校における読書活動の状況等を示しております。左上の学校経営方針等に、読書活動や、学校図書館活用の推進を位置付けている学校の割合、また、朝や昼休みに読書時間を設定している学校の割合につきましては、高校で一部改善の兆しが見られ

ていますが、小・中学校における読書活動の推進に係る取組につきましては、コロナを境に減少傾向がございます。また資料左下、学校図書館の状況でございますが、小学校と高校で学校図書館を利用した児童・生徒の割合が増えているという状況が見られる一方、ボランティアが読書活動の支援を行っている学校の割合は、小・中学校におきましては、前の水準までは戻っていない状況となっております。

また、資料右側２段目でございます。区市町村における子供の読書活動の推進に係る計画の策定率でございますが、人材不足等で、全ての自治体での計画策定までは至っていないという状況でございます。また、その下、図書館等における新聞の配備状況につきましては、高校では前回に引き続き１００％を維持しているほか、小学校や中学校におきましても、増加傾向が見られているという状況でございました。主な調査結果につきまして、説明は以上でございます。

なお、こちらも含めた調査の全文は、本日、ウェブサイトで、公表を予定しているところでございます。また、今回の調査結果などを踏まえまして、有識者にも御意見を伺いながら、今後、新たな読書活動推進計画の策定を進めてまいる予定でございます。３枚目に現行の都の読書活動推進計画と国の計画の概要を示しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対して何か御質問や御意見はございませんか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。この調査の目的は、状況の把握や今後の政策に生かすということだと思っております。これは子供に対する調査なのだと思いますが、私もこのことについては興味があり、いろいろなデータを見ていますと、コロナの前とか後とかではなく、やはり近年急速に大人の読書の仕方や考え方が変わっているなと感じています。例えば、文化庁の国語に関する世論調査を見ますと、平成20年から５年ごとに調べていて、１冊も読まないという方はずっと50％弱で推移していたところが、近年急に62％になっている。かといって本は読まないのかと言うと、文字や活字に関しては触れる時間が増えていると回答する30代、40代、50代が多いというような結果を見ても、読書の仕方というか、書籍で読むというよりは違う読み方ということが大人の中でも広がっていて、それは学校の先生方にとってもそうか

もしれないと思います。そうなるとやはり電子書籍が重要ではないかという御意見もあるんですが、民間企業の調査によると、電子書籍を含んでも大幅に書籍離れが起きているというデータがありますので、この辺りの今の活字の重要性と、書籍という媒体の関係についてしっかり調べていくことも大事なんじゃないかなと思っています。また、新聞についても、私、新聞が大好きで、7紙も8紙も購読しておりますが、このところの新聞協会の調査によると一世帯当たりの購読数というのが、つい20年前までは一世帯当たり1部以上取っていたのですが、最近では0.45ということで、0.04ぐらいずつ減っていて、このペースでいくと10年後にゼロになる可能性もあるということになるので、少し私も危惧しております。図書館等で身近に新聞を読める環境や、今の端末で、広告とかが入らない、しっかりとしたニュースが得られるという環境の確保というのが、これもまた、媒体が変わっていくものであって、ニュースそのものには非常に価値があるというふうに感じていますので、そういった調査も併せながら、御検討いただけるといいんじゃないかなと思ったところです。以上です。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 御意見ありがとうございます。大人の読書の仕方という部分に関しましては、多分傾向として見られている部分はあるのかと思っています。今回の調査におきましては、やはり身近な読書環境、1枚目に記載しておりますが、本を読んでいる家庭におきましては、例えば身近に本がある環境、若しくは親御さんですとか、そういった方々と本について意見交換する、そういう環境が整っている生徒につきましては、1冊以上本を読んでいるという割合が高くなっているというところもございます。そういう意味では、学校での取組もそうですし、家庭の環境も、やはり、一つの要素を占めているのではないかと考えているところでございます。また、デジタル化、電子書籍を読んでいる児童・生徒の割合というのも、増えてきているところです。これはこれで、読書率は上がってきてはおりますが、これは、デジタル、例えばスマホ等々で御覧になる場合は本だけではなく、様々な媒体であるとか、インターネットであるとか、そういうところを、見るところもありますので、そういう意味で、なかなか電子書籍の割合が増えていくことは一つ、これからの政策のきっかけになると思いますが、ただやはりインターネット環境等もありますので、様々な選択

肢の中で電子書籍という部分もございます。そういうところにつきましては、優良な媒体となっていることは確かでございますので、そこをどのように拡大していくかというところも、今後検討していく必要があろうかと考えております。また、新聞につきましては、高校は100%配備ということで、中学校、小学校につきましても増加の傾向が見られております。今後、引き続きウォッチして、少しでも新聞等の導入を進めている団体が増えていくかどうか、注視してまいりたいと思います。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。大変時系列的に重要な資料だなと思います。2枚目の左下に、コロナ禍で一旦中断していたボランティアによる読み聞かせが少しずつ戻ってきましたということが書いてあったので、それで質問ですけれども、特に幼稚園保育園から低学年にかけての、コロナ禍で読み聞かせは、なかなか難しかったのかなと思うんですけれども、コロナ禍で低学年を過ごしてきた子供達とそうでない子供達で何か大きな変化があったのかというような、分析などをされているかを教えていただきたいです。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 経年的な状況を見るということもあり、その特性による分析等々はまだ至っていない部分がございます。ただ、御意見を踏まえまして、何らかでその状況を把握できるような取組であるとか、追加での確認であるとか、そういうものができればなと思っているところではございます。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 ありがとうございます。その辺りが、本を読むというか、物語、あるいは活字に親しむという習慣が少なかったお子さんが、もし、いたのであればそれが影響するかなと思いましたが、質問させていただきました。今後、何か情報があるようでしたら、そういった影響もきちんと確認されてはいかがかなということでコメントさせていただきました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございます。私は子供が生まれてから、絵本の読み聞かせを積極的にやっていた方ですし、家にはたくさん本がありますが、今、小学校5

年生の息子は全く本を読みません。読むのは漫画です。漫画も歴史やスポーツなど、すごく勉強になっていると感じます。読めない漢字が読めるようになったり、必要性をすごく感じています。調査の中では、漫画は資料の中で調査の対象には入らない、含まないと書かれているのですが、漫画も日本の文化として重要なものだと思いますし、漫画を読んでいる割合も別に調べてみる価値はあるのではないかなと思っています。そして、電子書籍もだんだん増えてきて充実しているのですが、電子書籍のような音読をしてくれる機能も取り入れるのもいいのかなとも感じています。友人に勧められて電子書籍も取り入れています、想像力も豊かになりますし、没入できるなとも感じています。予算の問題もあると思うのですが、時代に合った形で、いろいろなものを取り入れていく形も作っていただけたらと思います。以上です。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 御意見ありがとうございます。実は今回、ここに掲げている定義の本に加えて、漫画、雑誌、図鑑ですとか、そういうものを含めて1冊以上読んでいるか読んでいないかということも調査をしています。例えば小学校1年生ですと、今不読率が7.6%となっているのですが、こちらが漫画等を含めると、不読率が6.6%になります。中学生ですと、11.6%が9.8%になり、高校につきましては36.3%が22.6%ということで、やはり漫画等を含めると不読率が下がっていく状況も見られているところです。小学校5年生等につきましては逆に不読率が増える結果となっております、この辺の不具合がどうしてなのかということも検証しているところでございます。また、電子書籍の件につきまして、電子書籍を読んでいる児童・生徒の割合も増えているというところもありますし、いろいろおっしゃっていただいたようなツール等もありますので、今後、電子をどうやって活用していくかというところが、不読率を軽減させていく上での一つの環境変化になろうかと思っておりますので、そこに向けた取組も、何ができるか検討してまいれば、と思っているところでございます。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 はい、秋山です。御説明ありがとうございました。本を読むお子さ

ん達の環境で、家の中に本があるというのは、良い要因が見られたと思います。

第四次東京都子供読書活動推進計画にある、乳幼児からの読書習慣の形成なのですが、出生した時にブックスタートということで、各家庭に絵本を送るという事業が随分前からあります。そういう事業を幼・保・小ですとか、小学校に就学しても続けられるような、事業自体に連続性をもって取り組んでいただければと思います。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 御意見ありがとうございます。次の計画の策定に向けて、貴重な御意見として承らせていただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。―〈異議なし〉―ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

(3) 令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～

【教育長】 それでは報告事項（3）「令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～」の説明を、指導部長の方からお願いします。

【指導部長】 それでは説明をいたします。まず、報告資料の3ページから御覧ください。「教科書の採択等の仕組み」にありますとおり、小・中学校等の義務教育諸学校の教科書につきましては、都立学校の採択や区市町村教育委員会等への指導・助言等を行うときは、教科用図書選定審議会に意見を聞く必要がございます。本日は図の水色の部分になりますが、教科用図書選定審議会に諮問し、答申を得ましたので報告をいたします。

4ページを御覧ください。国の検定から使用開始までの表でございます。今回、都立小学校家庭科用教科書が新たに検定に合格し発行されることとなりました。黒丸、枠を青色で示しているとおり、今年度の調査研究は、この都立小学校家庭科用教科書が対象となります。

報告資料の1ページに戻ります。採択方針の答申について御説明をいたします。本答申は3月27日の第5回定例会で御検討いただきました、諮問事項のうち「教科書の採択方針について」、4月18日に開催した第1回審議会で、御審議の上、答申を頂いたものでございます。資料1ページを御覧ください。「1 教科書採択方針に当たっての留意事項について」でございます。都教育委員会は、(1)から(4)にございますとおり、「採択は採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと」、「より専門的な調査研究を行うこと」、「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること」、「各採択地区の実情に応じて創意・工夫をすること」、の4点に留意して採択を行うとともに、区市町村教育委員会と他の採択権者においても同様の考え方で、採択するように指導、助言又は援助を行うこととされております。

次に、「2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について」でございます。(1)及び(2)では、小・中学校用の教科書の調査研究に当たり、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、「内容及び構成上の工夫」について調査研究することとされております。

次のページの(3)では都立学校の調査研究につきまして、「ア」の都立小学校については、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮することが求められております。

「イ」の都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）につきましては、中間一貫教育の特色や各学校の特色を考慮することが求められております。さらに「ウ」の都立特別支援学校の小学部・中学部につきましては、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮することとされております。

また、(4)の特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書につきましても、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮して調査・研究をすることとされているほか、一般図書を教科書として使用する際の、指導上の配慮事項等についても調査研究することとされております。なお、以上の答申につきましては、昨年答申いただいているものと同様でございます。

最後に、今後の予定でございます。3ページ下段を御覧ください。この答申を受け、早速、調査研究に着手した上で資料にまとめ、今後開催される選定審議会に諮った上

で、6月と7月の教育委員会で御報告させていただきます。それを踏まえまして、採択を7月に行う予定でございます。なお、今回の答申内容につきましては、他の採択権者への指導、助言、援助として区市町村教育委員会及び国・私立学校の校長に通知したいと存じます。説明は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明に対して何か御質問や御意見はございませんか。――〈異議なし〉――御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては報告として承りました。

（４）令和６年度条件付採用教員の任用について

【教育長】 それでは、報告事項（４）「令和６年度条件付採用教員の任用について」の説明を人事部長の方からお願いします。

【人事部長】 はい、よろしくお願いします。報告事項（４）でございます。例年この時期に報告させていただいておりますけれども、教員の条件付採用教員の任用状況についてでございます。改めてでございますが、条件付採用の仕組みにつきましては、資料の下段の表の下のところにも示しておりますけれども、採用選考だけでは、能力の実証等に限界があるということで、採用から一定の期間を条件付きということにして、職場での勤務等を通じて能力の観察、職務を良好な成績で遂行したときに、正式に採用するという仕組みでございます。この期間につきましては、一般的な公務員は6箇月ということで、養護教諭とか実習助手は6箇月で行っているのですが、教諭につきましては教育公務員特例法の規定がございまして、1年ということで、条件付きとさせていただいております。勤務成績について、評価を実施した上で、正式採用かを判定しているという状況でございます。表の中身でございますけれども、表の一番右側の太枠で囲っているところが、令和６年度の状況でございます。人数は条件付採用教員の数です。4,237名、そのうち3,997名が正式採用、正式採用にならなかった者が240名という状況でございます。この正式採用にならなかった240名の内訳でございますけれども、例年と大体同じなのですが、約4割がいわゆるメンタルに起因にする事情で、それから約3割が、転職ですとか進学、そういった形で進路を

変更したというもの、約1割が介護とか、転居とか、家庭事情によるものという割合となつてございます。表その下の「(イ) 懲戒免職になった者」が1名、「(ウ) 正式採用が「否」と判定された者」が22名という状況でございます。ちなみに、この正式採用「否」の理由なのですが、主なものは学習指導力や生徒指導力が低いということで、指導等をして改善が見られなかったという状況でございます。ちなみに校種別に見ますと、小学校が13名、中学校が8名、特別支援学校が1名ということで表にあります全員が自主退職という形で退職をしてございます。これも参考までなのですが、新規採用教員に正式にならなかった者の全体の割合が5.7%ということで、率でいうと徐々に上がっている傾向にはあるけれども、率が一概に今、高いのがいいのか、低いのがいいのかというのは、なんとも判断は難しいかなと考えております。一般的に、民間企業等でどれぐらいかを参考に申し上げますと、厚労省の統計を見ますと、民間企業に大卒で1年目で就職した人の離職率が10.9%とデータがございますので、これよりは低い評価は難しいかなと考えているところでございます。私どもとしては、新規採用教員の育成、定着等に向けまして、御存知のとおり初任者の研修ですとか、新人育成教員を配置するなどによって、支援をしておりますし、新採の方に向けて、アウトリーチ、相談事業ですとか、年齢の近い先輩教員に相談を行えるメンター制度ですとか、そういった制度を活用しておりますし、新採の教諭の方の支援を強化しているところでありまして、一定程度の効果が出ていると認識していて、今年度当初の小学校教員についての、正規教員の確保ができたといったところにもある程度機能したのではないかと考えているところでございます。引き続き併せて、働き方改革を進めるなど、教職の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。それから、この条件付採用制度につきましても、教員の質の担保という意味合いでございますので、引き続き、厳正に運用してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対して何か御質問や御意見はございませんか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。この数字そのものはこれだけで良い悪い、を判断するのは本当に難しいなと感じております。別の文部科学省の調査で、

記憶なのですけれども、小学校に限って言いますと、例えば、国立大学教員養成校で、採用された人と私立大学等で免許を取得して採用された人での採用率という言い方をしていますけれども、この合格率を見ると近年20%程度の離れがございます。どういところで免許を取って採用されたか、ということも若干影響がある可能性もあるかなと感じておりますが、もしどのような経路で入職しているか、どのように免許を取ってきているとか、もしもそういった経路による違いっていうものがお分かりでしたら伺いたいなと思ったところです。

【教育長】 人事部長、お願いします。

【人事部長】 ありがとうございます。正直申し上げますと、そこまでの分析、あるいはデータを持ち合わせていないので、ここでの説明は難しいですが、おっしゃるとおり大学の養成課程との兼ね合いというのは当然あると思っております。私ども日常的になりますが、大学との連携を図っておりますので、その連携の中でこういった定着にも繋がる取組ができないかということと、高橋委員から御指摘がありましたもう少し詳しく分析できないかということについては今後検討させていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 はい、秋山です。御説明ありがとうございました。今年、条件付採用教員数が急激に増えているように見えますが、これは何か取組があったのか、あるいは条件等が変わったのか、教えてください。

【教育長】 人事部長、お願いします。

【人事部長】 はい、ありがとうございます。表の表現が分かりにくかったかもしれませんが、基本的には採用数が増えていると捉えていただければと思います。採用数がここ数年、非常に増えてきているので、この条件付採用の母数が増えているといところでございます。採用の全体の数によって、またこの辺が上下しているという状況で、令和6年度は、かなり多い数、採用が必要だったという状況でございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 教員が不足している時に、このように増えてきているのは、何か工夫をされていたのかと思ったので質問しました。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。―――〈異

議なし）——ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては報告として承りました。

（５）学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議について

【教育長】 それでは報告事項（５）「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議について」の説明を人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 有識者会議について説明いたします。まず、会議設置の背景でございますけれども、昨今、家庭や地域の状況は変化しております。共働きや一人親世帯の増加など家庭環境は多様化しておりまして、学校教育に対する保護者の意識ですとか、関わり方も様々でございます。また、地域の子育て機能や教育力の低下が指摘されるなど、学校と地域との関係というのも変容してきているところです。

このような中、学校への期待は大きく、保護者や地域から日々様々な御意見や御要望が寄せられていたり、保護者や地域の方に御協力いただきながら、ともに色々な活動を学校として行っているところでございますけれども、その教職員の保護者対応の在り方や地域との関わり方について、学校を取り巻く環境の変化を踏まえまして、また教職員の働き方改革といった観点からも改善を図っていく必要があると考えています。また今月から東京都のカスタマー・ハラスメント防止条例が施行されまして、教育委員会や学校現場においても適切な対応が求められているところでございます。

こうしたことから、この度、有識者会議を設置いたしまして、学校と家庭、地域が良好な信頼関係の下、一層連携、協働していくにはどうあるべきか専門的な見地から御議論いただくこととしたいと思います。主な内容といたしましては、より良い関係を築きながら教育の質を高める方策ですとか、学校運営の在り方、多様で複雑な要求等への対応の在り方などについて、学校関係者や保護者の意見を聴取しながら議論・検討していただきたいと考えているところでございます。都教育委員会といたしましては、有識者会議の内容を踏まえまして、学校現場への支援など今後の施策の参考としてまいります。第１回会議を５月９日に開催いたしまして、５回程度の会議の後、本年12月を目途に議論を取りまとめていく予定です。

委員は次のページに記載の7名でございます。教育学や法律学の専門家、働き方改革や地域連携に詳しい有識者、弁護士や労働組合の代表の方々にお集まりいただきます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して何か御質問や御意見はございませんか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。先ほどの話と少し重なるところはあるのですが、基本的には地域や保護者、家庭等々、どんどんコミュニケーション量が増えていくというのが時代の流れというか、そういったことが非常に重要になっていくのだと考えています。その中で耳の痛い話、ありがたいお話というものがたくさん伺えるものなのだと思います。そういったコミュニケーション量が増えていくと、整理が難しくなっていくなと感じるところです。その際に今のところだと、より良い教育というような書き方になっておりますが、私としては例えば東京都の教育ビジョンみたいなものの実現に当たって、そういう意見はどう整理されるのかとか、学校教育目標のよりよい実現に当たって、そういった意見はどのように整理されるのか、というように考えていくということが大事なかなと思います。様々な地域の方から御意見を伺うと、矛盾するような、相反するような御意見を頂戴することもあると思いますが、その時にやはり確固たるビジョンであるとか、教育目標みたいなものを持っていくというのが大事になるのではないかなと思ったところです。私からは以上です。

【教育長】 ほかにいかがでございますでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。今回の有識者会議はとても重要な役割をしてくると思いますので、是非しっかりと報告書を出していただきたいと思います。以前から学校と地域と良好な関係として、コミュニティスクールというのが一つの方法としてあったと思いますが、現在東京都ではコミュニティスクールの設置はどのくらいあるのでしょうか。

【教育長】 人事企画担当部長、お願いします。

【人事企画担当部長】 都内の小・中学校におけるコミュニティスクールでございますけれども、6割程度の設置率になっています。

【教育長】 秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 6割程度の学校でコミュニティスクールがあるならば、効果等を検証していただき推進する方が望ましいので是非取り組んでいただきたいと思います。

【教育長】 御意見ということでよろしいでしょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 萩原です。ありがとうございます。私もまだ子供を育てている身なので、学校と家庭と地域という、より良い良好な関係作りにとても興味もありますし、期待をしております。この内容の中に部活動の地域連携も関わってくると思うので、そういったところも踏まえて、お話をしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

【教育長】 人事企画担当部長、お願いします。

【人事企画担当部長】 教育活動全般、部活動も含めて、対象にしていきたいと思っておりますので、それを含めて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉——ただいまの御説明に関して御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月22日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、5月22日木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については5月22日木曜日午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、そのように取扱いをしたいと思います。

これ以降は非公開の審議に入ります。

(午前10時56分)